

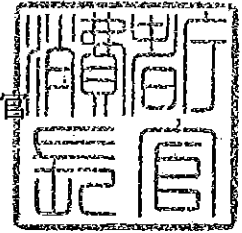


官74
13.3.15

消生情第33号
平成25年3月11日

代表者 各位

消費者庁長官



「消費者月間」関連事業への御協力について（依頼）

平素より消費者政策の推進に当たり格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成25年度消費者月間の統一テーマとして「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨、事業概要等は別紙参照）。

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、全国各地で、消費者教育をさらに充実したものにしていこうと取り組んでいくことが求められています。

特に近年では、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まるなか、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。このような状況に対して、消費者が消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を修得し、情報を収集することが不可欠です。

さらに、公正かつ持続可能な社会を形成するには、消費者が、自らの意思決定や消費行動がもたらす影響と消費者の社会的役割を自覚し、行動することの重要性が、ますます高まっています。例えば、消費者が食品と放射能に関して正確な知識と理解を深めることは、食の安全・安心や風評被害の防止につながります。

ひとりひとりの消費者が、自立した消費者となり、さらには、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与していくことが必要です。上記統一テーマは、まずは、自ら学ぶことから始めて欲しいとの願いを込め、決定いたしました。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、各種事業の実施及び関係者への周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

消費者月間統一テーマ(標語)及び
消費者庁主催消費者月間事業(予定)について

1. 消費者月間統一テーマ

(1) 統一テーマ

学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～

(2) 趣旨

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、全国各地で、消費者教育をさらに充実したものにしていけるための取組を行っていくことが求められています。

特に近年では、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まるなか、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。このような状況に対して、消費者が消費者被害・事故に遭わないよう、自ら進んで知識を修得し、情報を収集することが不可欠です。

さらに、公正かつ持続可能な社会を形成するには、消費者が、自らの意思決定や消費行動がもたらす影響と消費者の社会的役割を自覚し、行動することの重要性が、ますます高まっています。例えば、消費者が食品と放射能に関して正確な知識と理解を深めることは、食の安全・安心や風評被害の防止につながります。

ひとりひとりの消費者が、自立した消費者となり、さらには、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与していくことが必要です。このため、まずは自ら学ぶことから始めて欲しい、との願いを込め、平成25年度消費者月間統一テーマに「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」を掲げます。

(裏面あり)

2. 平成 25 年度消費者庁主催消費者月間事業 (予定)

(1) 消費者支援功労者表彰表彰式

- ・日時：平成 25 年 5 月 27 日 (月)
- ・場所：未定
- ・内容：消費者支援功労者に対する内閣総理大臣表彰（5 件程度）、内閣府特命担当大臣表彰（20 件程度）を授与します。

(2) 消費者月間シンポジウム

- ・日時：平成 25 年 5 月 27 日 (月)
- ・場所：未定
- ・内容：第 1 部 パネルディスカッション
第 2 部 地方消費者グループフォーラム全国発表会
第 3 部 消費者支援功労者被表彰者の御紹介他

(3) ホームページでの各種事業の紹介

消費者庁のホームページで、事業者、事業者団体、消費者団体、行政が消費者月間に行う事業の内容を紹介します。

(4) 政府広報による P R

政府広報を活用し、インターネット、新聞等を通して、消費者月間について広報します。

事務連絡
平成 25 年 3 月 11 日

消費者月間関係者 各位

消費者庁消費生活情報課

「消費者月間」関連事業の送付について（依頼）

首記の件、毎々格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、平成 25 年 5 月の「消費者月間」に向けて準備を進めております。

つきましては、貴団体で「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く。）がございましたら、御多用のところ大変恐縮ではございますが、4月8日（月）午後5時までに、下記オンラインフォームに御登録いただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡とともに同封いたしました「「消費者月間」関連事業への御協力について」（平成 25 年 3 月 11 日消生情第 33 号）についても、関連部署等に御周知頂き、消費者月間関連事業の実施を奨励頂きますようお願い申し上げます。

今年で第 26 回目を迎える「消費者月間」への御理解と御協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

※提出いただいた「消費者月間」関連事業については、原則、消費者庁ホームページ等で御紹介をさせていただく予定です。特に、非掲載を希望される場合は、その旨をオンラインフォーム登録時に入力下さい（通年実施事業については掲載しない場合もあります）。

※実施例として、消費者庁ホームページ “平成 24 年度消費者月間特集ページ” (<http://www.caa.go.jp/information/2012gekkkan/index.html>) を御参照下さい。

<オンラインフォーム>

<https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-0064.php>

【問合せ】

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1

消費者庁消費生活情報課 津永、藤井

TEL 03-3507-8800 (内線 2163)

FAX 03-3507-9285

MAIL i.gekkkan@caa.go.jp

平成 25 年 3 月 11 日

消費者月間関係者 各位

消 費 者 庁
消費生活情報課

平成 25 年度消費者月間事業のオンラインフォームによる登録等について

消費者庁では、毎年、全国各地の消費者月間事業を募集し、消費者庁ホームページで御紹介しているところです。平成 25 年度消費者月間より、消費者月間事業のオンラインフォームによる登録を実施いたします。

つきましては、下記の登録方法について御確認いただき、別紙事務連絡の期日（平成 25 年 4 月 8 日（月）17 時）までに御登録いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、平成 25 年度消費者月間ポスターを作製する予定としています。「消費者月間」の趣旨にご理解いただき、無償での掲載に御協力いただける際は、裏面記載の必要事項を記入の上、当課まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 登録方法

事務連絡記載の URL にアクセスし、下記の ID とパスワードを入力してログインしてください。

ID	gekkan02
パスワード	private05

以上

裏面あり

消費者庁消費生活情報課 津永、藤井あて

Fax 03-3507-9285 または E-mail i.gekkan@caa.go.jp

平成 25 年度「消費者月間」ポスターの掲示について

消費者庁では、平成 25 年度「消費者月間」のポスターを作製する予定です。

つきましては、広く国民に周知するためポスターの掲示に御協力賜りたく、下記必要事項を御記入の上、平成 25 年 3 月 29 日（金）迄に上記宛先へ御連絡いただきます様よろしくお願いいたします。なお、送料については当方で負担いたします。

整理番号（封筒に記載）	
貴社名・貴団体名	
ご担当部署	
ご担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
ポスターの送付先 （ご住所）	〒

必要部数（A2 サイズ）	枚（上限 100 枚）
--------------	-------------

ご連絡事項など
